

右記のポスターセッションの分科では、それぞれ別会場にて2分の口頭講演の場を設けることにしました。このショートプレゼンテーションは、発表者の側においては多数の人に発表を聞いて考えるチャンスが広がる

5. ショートプレゼンテーション (2分講演)

大分類分科名	ショートプレゼンテーション			ポスターセッション		
	講演日	時刻	講演番号	講演日	時刻	会場
10 スピントロニクス・マグネティクス	3/17(月)	10:00～11:52	17a-E7-1～56	3/17(月)	13:30～15:30	PA会場
17 ナノカーボン	3/17(月)	9:50～11:42	17a-E2-1～56	3/17(月)	13:30～15:30	PG会場

ことになりすし、また聴講者においても、その全体の概要を予め知るうえで助けになるものと思われま

す。ショートプレゼンテーションに引き続いてそれぞれのポスターセッションが行われます。ショートプレゼンテーションのあるポスター講演者は各自の講演日時を必ず確認され、登壇時間に遅れることがないようにご協力をお願いします。

なお、この講演では討論は行われませんので、2分の持ち時間終了のベルが鳴った時は直ちに講演を中止してください。時間を有効活用するため、発表者は前の講演が終了すると同時に登壇できるよう、次発表者席にて備えていただきたいと思

■ ポスターセッションのご案内

原則すべての分科において、ポスターセッションを実施します。

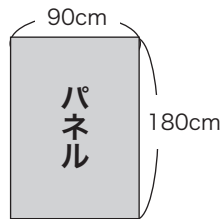
このセッションは研究成果をポスター(図表、写真を含む)の形にまとめて、これを指定されたパネルに展示することによって行われるものです。この方式による発表では、発表者と参加者との実質的な深い議論が期待でき、参加者は聴きたい講演のみに集中して聞き歩きできる利点をもっていますので、研究者相互の理解には一助になるものと思われま

す。展示方法、発表要領は次のとおりです。

1 展示方法

イ) 備え付けのパネル

(1 講演につき、**たて 180cm、よこ 90cm**のパネル) が用意されています。予め講演番号、講演題目、所属、氏名を記入した用紙(たて 15cm、よこ 85cm)を各自が用意し、これをパネル上部に取り付けてください。



ロ) 次にパネルに、各自が用意したポスター、図表、写真などを、適宜レイアウト(例えば研究目的、研究方法、研究成果といった順に)して掲示してください。

ハ) ポスターの大きさ、形式は問いませんが、できるだけ見やすく、大きく書いてください。その際ポスターがパネルにうまく収まるように、予めポスターの割り付けを検討しておくとう

べです。ニ) すべての掲示は本部で用意したピンで行ってください。糊の使用はご遠慮ください。

2 発表要領

イ) 展示持ち時間 120 分 (+ 準備 20 分, 撤収 10 分)

準備	午前のセッション		午後のセッション	
	9:10～9:30	13:10～13:30	15:40～16:00	18:00～18:10
説明・討論	9:30～11:30	13:30～15:30	16:00～18:00	
撤収	11:30～11:40	15:30～15:40	18:00～18:10	

ロ) 展示時間のうち、講演番号の順番が奇数の方は前半の1時間、偶数の方は後半の1時間はその場を離れないようにして説明、討論を行ってください。コアタイム(拘束時間)以外の時間についても、できる限りその場において、討論を行えるよう努めてください。連名者があって二人以上で出席できる場合は、常に一人はその場において説明・討論をしてください。

ハ) 展示持ち時間が終了したら、直ちに講演者各自で展示物を撤収してください。

Poster Award 規程

- この規程は、公益社団法人応用物理学会(以下「本会」という。)が本会会員に対して行なう Poster Award に関して定めたものである。
- Poster Award は、本会の応用物理学会春季学術講演会および応用物理学会秋季学術講演会(以下「講演会」という。)において、応用物理学の発展に貢献しうる優秀なポスター講演を行った会員を表彰し、その成果を称えることを目的とする。
- 表彰対象は、本会の講演会で発表された、応用物理学の発展に貢献しうる優秀なポスター講演で、以下(1)～(2)の条件を全て満たす著者を表彰する。
 - ポスター講演を行った時点で本会会員であること
 - 講演申し込み時に、登録された著者であること
- ポスター講演の著者で、会員外(分科会 A 会員、相互協定を締結した学協会の会員及び非会員)の者は表彰対象としない。
- Poster Award の選考手順は、別途内規で定める。
- 表彰の対象となるポスターは、ポスター講演総数の概ね 2% 以内とする。
- 受賞者には本会会長名の賞状を授与する。
- 表彰は表彰時点における本会会長名により行う。
- 受賞ポスターは、講演会会期中、会場に掲示する。
- 表彰されたポスターについては、選定理由を付して講演会企画運営委員会及び理事会に報告する。
- 本規程の改正は総務委員長が承認し理事会へ報告する。

付 則

- この規程は平成 25 年 2 月 15 日理事会にて決定。
- この規程は平成 25 年 2 月 15 日より施行する。